

2017年6月14日

株式会社ジェイ・エス・ビー

代表取締役社長 田中 剛

問合せ先： 執行役員経営企画室長 大仲 賢一

(075) 341-2728 (代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客・不動産オーナー・取引先・従業員など当社を取り巻く全てのステークホルダーに信頼される企業であることを基本的な考え方としております。また、お客様が喜ばれる住環境の提供を行うという経営の基本方針を実現するために、企業価値の最大化を図るには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であり、体制や仕組みを整備・強化し、必要な施策を講じることを経営上の重要課題の一つと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則 1-2④】

議決権の電子行使、招集通知の英訳については、今後検討すべき課題と認識しております。

##### 【補充原則 3-2①】

(i) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。会計監査人候補を選定するための基準及び会計監査人を適切に評価するための基準はまだ制定していないため、今後検討していきます。

##### 【補充原則 4-2①】

中長期の持続的成長に向けて、各取締役の評価を報酬へ適切に反映させるため、当該取締役の成果に見合うインセンティブプランとして現金報酬や自社株などを交付する株式報酬等の業績連動報酬の検討を進めてまいります。

##### 【補充原則 4-8②】

独立社外取締役 2 名は情報交換や認識共有の機会を設けるほか、適宜経営トップとのミーティングを行う等、監査・監督が適切に機能するよう、努めております。なお、「筆頭独立社外取締役」設置の必要性までの認識には至っておりません。

##### 【補充原則 4-11③】

当社では、取締役会の実効性の分析・評価を行う仕組みを構築しておりませんが、分析・評価を行う手続の策定は今後検討すべき課題と認識しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

## 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社では、業務提携、取引の維持・強化等を図る一方で、慣例的な相互保有や人的関係等の情実を排除すると共に、将来の取引関係や持続的な企業価値向上に資するか等、中長期的な観点から総合的に検討し、最適な政策保有を行うよう努めております。

同株式の買い増しや処分等の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率且つ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的且つ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

## 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引について、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、決算期毎に関連当事者間取引の有無について確認を行うなど、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

## 【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 経営理念を当社ウェブサイトにて開示しています。上場後は中期経営計画を当社ウェブサイトや決算説明資料等にて開示していきます。

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。上場後は当社ウェブサイトにも掲載していきます。

(iii) 当社の取締役報酬に関する考え方は、全社的な持続的成長の実現に向けた対価であると位置づけており、具体的には、役職に応じた月額固定報酬となっております。このため、リスクテイクを支える環境の整備を図る一環として、中長期的な企業価値向上に対する観点から取締役のインセンティブを高めるため、全社業績に対する「業績連動報酬」について今後検討を進めていきます。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、役割及び責任に応じた基本報酬のみを支給しております。

(iv) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定められておりませんが、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集集通知並びに有価証券報告書に記載しております。

## (1) 取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見解を有すること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

## (2) 監査役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

## (3) 社外役員候補の選定について

社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務、金融業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の

本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定並びに指名を行う。

(v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

**【補充原則 4-11①】**

当社では、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。

**【原則 4-8. 独立社外取締役の有効な活用】**

当社では、外部の視点から経営の透明性を高めるため、複数の独立社外取締役の活用により取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。独立社外取締役の選任については、独立性や客観性等を勘案の上、経営実務、法曹等の各分野より選考することとしております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

当社では、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考とし、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しております。

**【補充原則 4-11①】**

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則 3-1 (iv) の記載の通りであります。

**【補充原則 4-11②】**

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。また、兼任先は当社会社をはじめとした合理的な範囲にとどまっており、当社取締役及び監査役としての職務を適切に果たしています。

**【補充原則 4-11③】**

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**に記載の通りであります。

**【補充原則 4-14②】**

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、原則 4-14 に記載の通り、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行っております。その方針については、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報をえることで当社の発展及び業界に寄与できることを目的としております。

**【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】**

当社は、上場に際して IR 担当取締役を選任すると共に、経営企画室を IR 担当部署と定めております。上場後は株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に 1 回開催するとともに、現場見学会やスモールミーティング等の実施を検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡 靖子	2,300,000	56.97
NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合	318,000	7.87
OM インベストメント株式会社	285,000	7.05
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	230,000	5.69
森トラスト株式会社	133,100	3.29
みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合	110,000	2.72
株式会社関西アーバン銀行	78,900	1.95
伊藤 敏浩	72,000	1.78
株式会社シティビルサービス	66,100	1.63
ジェイ・エス・ビー社員持株会	43,300	1.07

支配株主名	岡 靖子
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

補足説明

<p>岡 靖子は、当社代表取締役会長であります。                  OM インベストメント(株)は、当社代表取締役会長である岡 靖子の資産管理を目的とする会社であり、岡 靖子はその議決権の全部を保有しております。</p>
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部
決算期	10月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引は原則行わない方針ではありますが、やむを得ず取引を行う場合は、取引の合理性及び取引条件の妥当性について取締役会で審議の上、決定いたします。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白石 徳生	他の会社の出身者								○			
山田 浩	他の会社の出身者											
遠藤 富祥	公認会計士/税理士											
鈴木 康之	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h. 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 徳生		白石徳生氏が代表取締役社長を務める株式会社ベネフィット・ワンより当社は福利厚生サービスの提供を受けておりますが、その取引額は僅少であることから重要性はないものと判断しております。	白石徳生氏は株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であります。企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏は当社普通株式20,000株を保有しており、当社との間に資本的関係がありますが、当社発行済株式総数に対する保有割合は僅少であることから、当社からの独立性を有しているものと判断しております。
山田 浩	○		山田浩氏はタルヤ建設株式会社の代表取締役であります。企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また同氏が代表取締役を務めるタルヤ建設株式会社は当社普通株式20,000株を所有しており、当社との間に資本的関係がありますが、当社発行済株式総数に対する保有割合は僅少であることから、独立性は確保されていると判断し独立役員に指定しております。
遠藤 富祥			社外取締役遠藤富祥氏は公認会計士及び税理士であり、東陽監査法人の代表

			社員であります。公認会計士及び税理士としての経験や専門的見地から、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し選任しております。
鈴木 康之	○		鈴木康之氏は弁護士であり、弁護士法人鈴木康之法律事務所の代表であります。法律専門家としての客観的立場から、当社の経営に対する適切な助言をいただけるものと判断し社外取締役として選任しております。また同氏は、当社との間に特別の利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査への立会い及び会計監査に関する監査法人との意見交換、監査結果の聴取など、内部監査室と監査法人との連携を密にした監査を実施し、経営監査の強化を図っております。
---

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平口 勲	税理士													
角本 武	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平口 勲			平口勲氏は税理士であり、平口税理士事務所の所長であります。財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
角本 武			角本武氏は税理士であり、角本武税理士事務所の所長であります。財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただ



			けるものと判断し、社外監査役として選任しております。
--	--	--	----------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	
なし	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、新株予約権を付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、新株予約権を付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは、経営企画室、総務部及び秘書室が主に行っております。取締役会開催にあたり議案及び資料等の事前配布を行うとともに、各役員からの問い合わせに対応しております。
--

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】取締役会は取締役9名で構成され、原則毎月1回定例で開催しております。また必要に応じ臨時取締役会を開催しております。当社は意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会において選任された執行役員が業務執行機能の一部を担うことにより、取締役会における経営の意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図っております。業務の執行におきましては、各本部の役割分担を明確化し、指揮命令系統を統一することで、経営環境の変化に対して迅速な対応が可能となる体制を構築しております。業務執行上の重要な経営課題につきましては、取締役会にて決議されるとともに、執行役員を含めた経営会議(毎月1回)において議論がされることにより、企業経営の健全化を図っております。

### 【監査役会】

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名により構成され、原則毎月1回定例で開催しております。また必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査計画に基づく取締役会等の重要な会議への出席のほか、経営方針の浸透状況の確認等、内部統制の実効性に関する監査や、内部監査・関係会社監査への立会い及び会計監査に関する監査法人との意見交換、監査結果の聴取など、内部監査室と監査法人との連携を密にした監査を実施し、経営監査の強化を図っており、監査結果については代表取締役社長に報告しております。

### 【内部監査室】

当社は、社長直轄の組織として内部監査室(人員3名)を設けており、内部監査計画書に基づき、各部署及び関係会社の業務活動全般に対して、運営状況、業務の効率性、社内規程及びコンプライアンスの遵守状況等、当社グループの業務活動が適正・効率的に行われているかについて定期的に監査を実施しております。また、内部監査室は監査役会及び監査法人と監査方法等に関して、監査実施前に適宜協議を行うほか、確認、意見交換などを行い、連携・協調を図ることで効率的に監査を実施しております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告され、問題があった場合には当該部署に改善を勧告し、業務の適正化を促しております。

### 【責任限定契約の内容の概要】

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、業務執行に対し取締役会による監督及び監査役による監査が行われる体制をとっております。社外取締役4名はそれぞれの豊富な経験及び見識に基づき、客観的かつ中立性を持った立場から経営全般に対する助言を行うとともに、経営の監督を行っております。また社外監査役2名は専門的見地から業務執行を監査することにより、経営の監視を行っております。社外取締役及び社外監査役による牽制が適切に機能する体制を採用することにより、取締役会における適切な意思決定と監督機能の実効性の担保を図っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人の連携を強化することで、経営監視機能の充実を図っており、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、法令通り遅滞なく招集通知を発送しております。今後は株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が10月であり、上場企業の多くが株主総会を開催する6月ではなく、1月が株主総会開催月となっております。そのため、一般的に言われる集中日の開催は回避できるものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や外国人株式保有比率を踏まえ、実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーは現時点においては公表しておりませんが、株主をはじめとするステークホルダーに対して、「適正な信頼性のある財務報告」を行うことが、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することを認識しており、「㈱ジェイ・エス・ビー及び関係会社における財務報告の基本方針」を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長又はIR担当取締役が説明を行っていくことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	
IR資料をホームページ掲載	上場後には株主に対して株主総会における適切な判断の一助にするため、当社に関する最新情報や履歴が参照できるよう招集通知、有価証券報告書、決算短信等の資料を当社ウェブサイトに掲載する予定です。	

IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室を IR 担当部署とすることを検討しております。
-------------------	-------------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働が必要不可欠であると認識しております。</p> <p>また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動指針を定めるほか、会長をはじめとする経営陣が自らの言葉で経営幹部へ直接説明を行う機会である「経営方針説明会」を原則毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めています。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社は、「環境理念」「環境方針」「行動指針」を軸に、持続可能な社会の形成を目指し、事業特性を加味した総合的な取り組みを推進しています。</p> <p>例えば、資材購入における環境に配慮した資材の選択や祇園祭でのごみ回収ボランティアを通じた社会貢献に取り組んでいます。</p> <p>また CSR 方針において、「学生支援」「留学事業」「文化・芸術の育成」をキーワードにし、当社が企業として社会へ果たすべき役割を担い、地域の文化交流・若者の成長への手助けに貢献できるような活動を行っていくこととしております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、ディスクロージャーポリシーは現時点においては公表しておりませんが、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しています。その認識を実践するため、上場後には、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、任意で適時開示を行ってまいります。</p> <p>その他、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行っていくことを検討してまいります。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り定め、業務の適正性の確保を図っております。</p> <p>① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社及び子会社の取締役及び使用人が、法令、定款並びに社会規範・倫理、社内規程等に適合することを確保し、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるためのコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。</p> <p>また、内部監査担当者は内部監査規程に基づき、各部署の職務執行に関するコンプライアンスの遵守状況等について監査し、その内容について代表取締役及び監査役に報告する。</p> <p>② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に</p>
---

従い、適切に保存・管理する。

取締役、監査役及び内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク（コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等）については、それぞれの対応部署にて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行い、その実効性を確保する。

新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、関連する社内規程に従い各機関を設置する。

ロ. 中期経営計画及び単年度の経営計画に基づき、各部署において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される取締役会において月次実績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役等に対し、子会社の業務執行の状況について定期又は随時報告を求める。また子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求めることにより管理を行う。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ全体における業務の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社を適切に管理する。

また、内部監査担当者は必要に応じて、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、内部監査担当者との協議の上、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。

また、監査役が職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人は、その職務を行うにあたっては監査役の指示のみに従うものとし、監査役の指示の実効性を確保する。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法定の事項以外に、取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、監査役に対し、速やかに報告を行うものとする。

また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に直接報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないものとする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに処理をする。

また、監査役が独自に弁護士、会計士等の外部専門家を補助者として使用する場合の費用負担を求めたときは、当該監査役の職務執行に必要でないとい認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役及び使用人並びに監査法人に対して報告を求めることができることとする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関(警察・弁護士等)と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、代表取締役社長 田中 剛を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、遵守指針としての「行動指針」を設けております。その一つとして、反社会的勢力との絶縁を掲げております。

その対応策としまして、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、反社会的勢力対応マニュアルとして反社対応細則を整備し、社員研修等の場においても定期的に注意を喚起しております。

新規取引先との取引開始に当たっては、取引先管理細則及び新規取引先選定マニュアルに基づき、信用調査機関を利用した調査や商業登記簿謄本の取得、インターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、不適切な取引を排除するよう努めております。併せて、継続的取引先については年に一度定期的にインターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、取引開始後に新たに不適切な取引が発生しないよう努めております。また各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

その他、京都地区企業防衛対策協議会の定例会議に出席し、他企業と企業防衛対策に関する情報共有や研修会等への参加を実施しており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。



V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

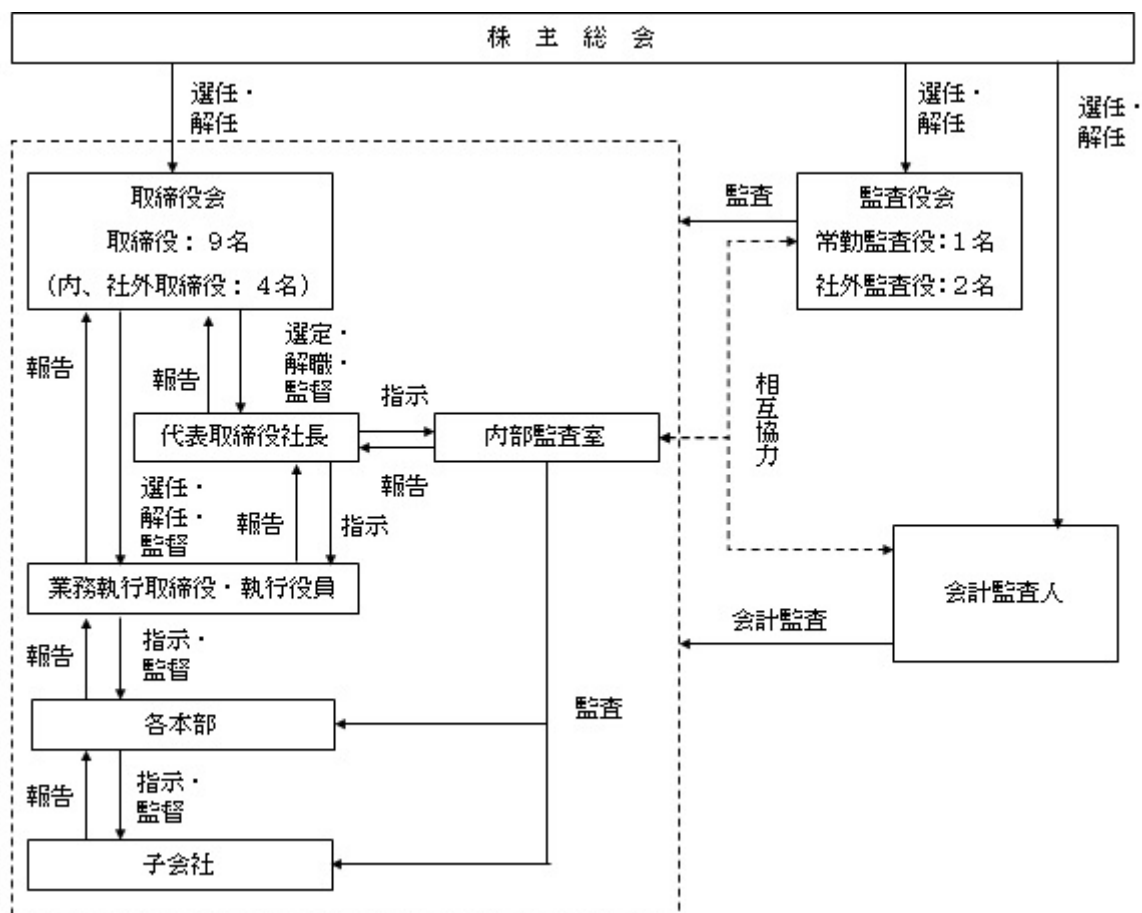
該当項目に関する補足説明

—
---

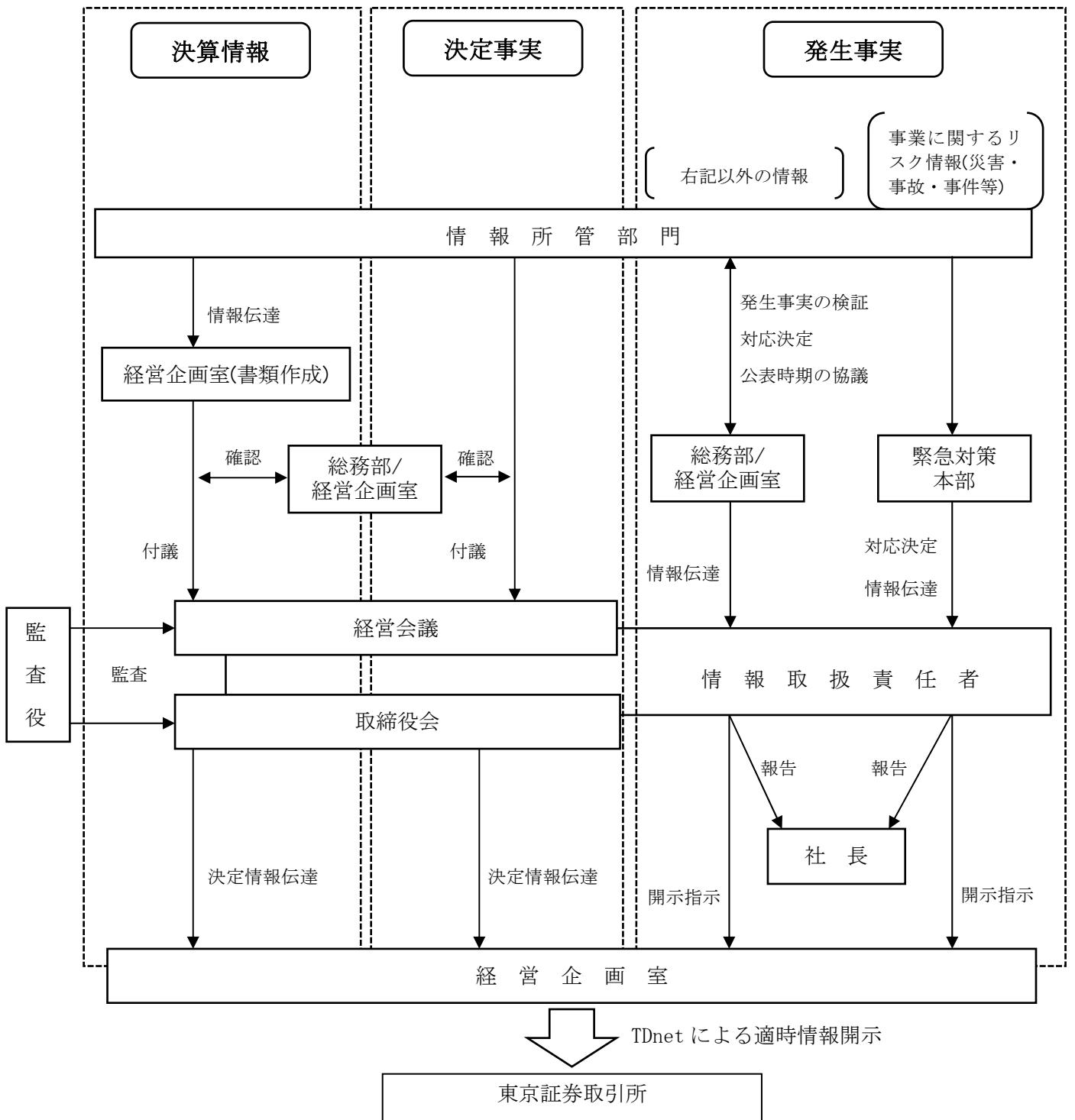
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし
----

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上